特定非営利活動法人日本食道学会 食道科認定医制度規則 施行細則

第 1 章 総則

第 1 条 この法人（以下、「本学会」という）における食道科認定医制度規則の資格認定の施行にあたり、規則に定められた以外の事項についてはこの施行細則の規定に従うものとする。

第 2 条 この施行細則は、食道科認定医（以下「認定医」という）の認定あるいは更新を行う場合において適用する。

第 2 章 部会

第 3 条 食道科認定医認定部会（以下「本部会」という）は規則第 3 条第 2 項を遂行するために、次の各号の業務を管掌する。

(1) 申請資格の審査
(2) 認定審査, 更新審査
(3) 申請資格および認定審査に必要な調査
(4) その他、本制度の資格認定業務に必要な事項

第 4 条 本部会の定数は、12 名とする。
外科 6 名を北海道・東北（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の各県）、関東（東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川の各都県）、中部（富山・石川・福井・新潟・長野・山梨・岐阜・静岡・愛知・三重の各県）、近畿（京都・大阪・滋賀・兵庫・奈良・和歌山の各府県）、中国・四国（鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知の各県）、九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島の各県）・沖縄各地区に地域的配分し、その他 6 名を内科 2 名、放射線科 2 名、その他臨床科、基礎医学の専門分野に 1 名ずつ配分する。

第 5 条 本部会は次の各号の要項に従って運営される。

(1) 部会の成立は部会員現在数の 2／3 以上とし、文書による委任を認める。
(2) 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は部会長がこれを決する。
(3) 議事録は部会長が作成し、部会長および議事録署名人（出席部会員 2 名）の署名の後事務局に保管する。

第 3 章 認定医の認定

第 1 節 審査と認定

第 6 条 本部会は毎年、次の年度の認定医の認定業務に関する要綱を決定し、ホームページなどによって会員に公告する。
2. 認定医の認定業務は、申請の行われた年の 12 月 31 日までに完了しなければならない。

第 7 条 認定医の申請ならびに更新に関する審査は、書類によって行う。
2. 本部会は、申請書類の正本を本学会事務局に受理した日から 5 年間保管する。

第 8 条 本部会は、書類審査により申請者の認定医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い理事長に答申する。
2. 理事会は、専門医制度委員会の報告に基づいて申請者を認定する。
3. 理事長は、理事会の決定に基づいて認定証を発行する。
4. 理事長は、認定されなかった申請者に対し、その理由書を発行する。

第 2 節 認定医の申請

第 9 条 認定医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の 7 月 31 日までに必ず到着するように、認定医申請書類を提出しなければならない。
2. 更新のため認定医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の 8 月 31 日までに必ず到着するように、認定医更新申請書類を提出しなければならない。

第 10 条 認定医の認定を申請する者は、手数料として 20,000 円を納付しなければならない。
2. 認定医の更新を申請する者は、手数料として 10,000 円を納付しなければならない。
3. 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第 11 条 認定医申請者あるいは認定医更新申請者は、次の各号に定められた診療経験を有していなければならない。
(1) 認定医の認定あるいは認定医の更新を申請する前の 5 年間に 25 例以上の食道疾患症例の診療経験をもって申請資格とし、審査の対象とする。
(2) 診療経験とは治療および検査をいい、定められた書式に従って診療内容を診療内容一覧表に記載する。

第 12 条 認定医申請者は、次の各号に定められた業績(研究業績と研修実績)を有していなければならない。
(1) 申請に必要な研究業績とは、認定医申請前の 5 年間に研究業績点数表(下記)に基づく算定により 10 点以上の研究業績を有していることを証明できる者でなければならない。
ただし、この研究業績は、基礎と臨床にかかわらず食道に関するものでなければならない。この業績は本部会の審査によって適当であると認められた医学雑誌、または学術集会に発表されたものでなければならない。
(2) 申請に必要な研修実績とは、認定医申請前の 5 年間に、本部会が定めた諸学会の学術集会またはこれらが主催する教育セミナーへの出席を、研修実績点数表(下記)に基づく算定により 15 点以上の研修実績を有していることを参加証または修了証もしくはこれに準ずる証書によって証明できるものでなければならない。
ただし、この研修実績には日本食道学会学術集会への参加 1 回以上、日本食道学会の主催するセミナー

受講 1 回以上を含まなければならない。
(3) 認定医更新申請者は、申請時において認定医の更新を申請する前の 5 年間に、研究業績と研修実績の合計が 25 点以上であることが証明できる者でなければならない。
ただし、この研修実績には日本食道学会学術集会への参加 1 回以上、日本食道学会の主催するセミナー受講 1 回以上を含まなければならない。
(4) 認定の更新に関する復活制度を下記のごとく定める。
認定医の更新時に業績、すなわち研究業績と研修実績の合計が 25 点未満で更新できなかった者は、認定医の資格喪失後であっても直近 5 年間の業績が 25 点に達した時点で、再申請により認定医の資格を再び得ることができる。

研究業績点数表(論文、学会発表)

	機関誌 Esophagus	欧文 論文	和文 論文	日本食道学会 国際食道疾患会議	国内学会 国際学会	日本食道学会 座長
筆頭発表者	15	10	5	5	3	3
共同発表者	5	2	1	1	1	ー

研修実績点数表 (学会出席、セミナー受講)

日本食道学会 教育セミナー*	国際食道疾患会議	国内および国際学会 教育セミナー**
5	5	3

*: 日本食道学会主催のセミナー, 日本消化器外科学会ならびに日本胸部外科学会における食道関連教育セミナー
**: 食道に関する内容を含む教育セミナー

第 13 条 日本食道学会食道科認定医制度規則による認定医審査のための業績基準は別に定める。
2. 業績基準は本部会ならびに専門医制度委員会の審査を経て、理事会で決定する。

第 4 章 認定料

第 14 条 はじめて認定医認定証の交付を受ける者は認定料として、20,000 円を納付しなければならない。
2. 認定医認定証の更新を受ける者は更新認定料として、10,000 円を納付しなければならない。
3. 既納の認定料はいかなる理由があっても返却しない。

第 5 章 細則の変更

第 15 条　この施行細則は、本部会の勧告により専門医制度委員会および理事会の議を経て変更または廃止することができる。

附則

(1) この規則は、平成 19 年 6 月 21 日から施行する。
(2) この規則は、平成 23 年 9 月 26 日から改定する。
(3) この規則は、平成 24 年 3 月 27 日から改定する。
(4) この規則は、平成 25 年 11 月 17 日から改定する。